

○桑折町若者定住促進事業補助金交付要綱

平成29年4月1日告示第79号

改正

平成29年8月21日告示第93号

令和3年9月1日告示第118号

桑折町若者定住促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、本町に住宅を取得する若者の経済的負担を軽減し、若者の定住の促進による人口の増加を図り、活力あるまちづくりに寄与するため、若者定住促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、この要綱に定めるほか、桑折町補助金等の交付等に関する規則（昭和56年規則第7号）並びに 来て ふくしま 住宅取得支援事業実施要綱（平成29年8月21日付29建第1058号福島県土木部長通知。以下「県実施要綱」という。）及び 来て ふくしま 住宅取得支援事業補助金交付要綱（平成29年8月21日付29建第1058号福島県土木部長通知。以下「県交付要綱」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 定住 町内に10年以上住むことを前提に住所を有し、かつ、生活の実態があること。
- (2) 住宅 人の居住の用に供する居室、専用の台所、浴室、便所及び玄関を有しているもの
- (3) 住宅取得 本町に定住することを目的とし、新たに住宅を新築、建替え又は購入すること。
- (4) 建替え 自らが所有する既存の建物を取り壊すなどし、新しく建物を建てること。
- (5) リフォーム 400万円以上の経費を要し、住宅の基本構造はそのままに大規模に仕様を変更することや住宅として使用する部分を増築すること。
- (6) 県外移住者 県内に住所を有して2年以内で、かつ県内に転入する前日まで連続して県外に2年間以上居住していた期間を有する者のうち、県実施要綱第4条の規定に該当する者

- (7) 特定住宅 第2号及び県実施要綱第3条の規定に該当するもの
(事業の種別)

第3条 事業の種別は、次の各号のとおりとする。

- (1) 住宅取得支援事業
(2) 住宅リフォーム支援事業
(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、町長が特に認める者については、この限りではない。

- (1) 本人又は配偶者若しくはパートナー（福島県パートナーシップ制度実施要綱（令和6年8月30日付6生環第1126号福島県生活環境部長通知）に定める福島県パートナーシップ届出書受理証明書が交付された者のうち、当該パートナーシップ関係の相手方をいう。）が、申請日において45歳未満である者
(2) 平成29年4月1日以降、新たに住宅取得を行った者又は新たに住宅リフォームを行った者
(3) 申請日の属する年度の前年度において、申請者及び同一世帯の者全員が、納付すべき市町村民税の滞納がない者
(4) 本人及び同居する世帯員が、暴力団員（桑折町暴力団排除条例（平成23年桑折町条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）に該当しないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助基本額に加算額を加えた額とする。

2 前項に規定する補助基本額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅取得支援事業 30万円
(2) 住宅リフォーム支援事業 20万円

3 第1項に規定する加算額は、町内建築業者を利用した場合において、10万円とする。

4 前項の規定にかかわらず、県外移住者が自ら居住するため、新築又は中古の特定住宅を取得した場合は、県交付要綱第2条の規定による額を加算することができる。

(補助金の交付申請)

第6条 前条に規定する補助金の交付を受けようとする者は、必要な書類を添えて、桑折町若者定住促進事業補助金交付申請書（第1号様式）を住宅取得の日又は住宅完成後から12月以内に、町長に提出しなければならない。なお、申請に係る対象住宅が共有名義

（当該所有権の登記名義人となるものが2人以上である場合をいう。）である場合は、当該共有名義に係る共有者のうち1人を申請者とし、桑折町若者定住促進事業補助金に係る共有名義者同意書（第4号様式）により他の共有者の同意を得たうえで申請するものとする。

2 住宅取得支援事業の添付書類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 桑折町若者定住促進事業補助金交付申請書（第1号様式）別紙1
- (2) 住宅の建築工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (3) 登記事項証明書の写し
- (4) 住民登録確同意書（第2号様式）
- (5) 誓約書（第3号様式）
- (6) 桑折町若者定住促進事業補助金に係る共有名義者同意書（第4号様式）（住宅が共有名義である場合に限る。）
- (7) 住宅位置図と住宅写真
- (8) 取得住宅の平面図（県外移住者の場合に限る。）
- (9) 戸籍の附票（県外移住者の場合に限る。）
- (10) その他町長が必要と認める書類

3 住宅リフォーム支援事業の添付書類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 桑折町若者定住促進事業補助金交付申請書（第1号様式）別紙2
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) リフォームに要する経費の領収書又はこれに準じる書類の写し
- (4) 住民登録確同意書（第2号様式）
- (5) 誓約書（第3号様式）
- (6) 桑折町若者定住促進事業補助金に係る共有名義者同意書（第4号様式）（住宅が共有名義である場合に限る。）
- (7) その他町長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付について決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、桑折町若者定住促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するも

のとする。

（補助金の交付請求）

第8条 前条第2項の規定による交付決定を受けた者は、交付決定の通知日から20日以内に桑折町若者定住促進事業補助金交付請求書（第6号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第9条 町長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）その他町長が適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、桑折町若者定住促進事業補助金交付決定取消通知書（第7号様式）により交付決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合は、桑折町若者定住促進事業補助金返還請求書（第8号様式）により交付決定を受けた者に通知するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月21日告示第93号）

この訓令は、平成29年8月21日から施行する。

附 則（令和3年9月1日告示第118号）

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。